

# 放送停止事故に関する報告制度

放送法の改正（平成23年6月30日施行）により、放送設備の安全・信頼性の確保を図るため、重大な事故に関する報告制度を整備。また、重大な事故以外の全ての放送停止事故※1についても、半年または1年ごとに各事業者から報告。

※1 有線一般放送については、放送の停止を受けた利用者の数が500以上または利用者過半数に影響が及び、かつ、放送の停止時間が2時間以上の事故が報告対象。

## 重大な事故の報告

認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者、登録一般放送事業者は、設備に起因する放送の停止その他の重大な事故であって総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由または原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。（放送法第113、122、137条）

### 報告が必要な重大な事故（放送法施行規則第125、157条）（要約）

放送の種類	基幹放送事業者（認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者）※2			登録一般放送事業者	
	地上基幹放送	移動受信地上基幹放送	衛星基幹放送	衛星一般放送	有線一般放送
放送の種類	・地上デジタル放送 ・中波放送 ・超短波放送 ・短波放送 ・コミュニティ放送	・マルチメディア放送 （V-Lowは空中線電力500W超、V-Highは空中線電力3W（非再生中継方式局は50W）超）	・BS放送 ・東経110度CS放送	・東経124/128度CS放送 等	・ケーブルテレビ
報告の対象	設備に起因して放送の全部または一部を停止させた事故				
停止時間	親局：15分以上 （コミュニティ放送の親局は2時間以上） 重要な中継局：2時間以上	親局：15分以上 中継局：2時間以上	15分以上	2時間以上	2時間以上
影響利用者数	—	—	—	—	3万以上

※2 認定基幹放送事業者はソフト事業者、特定地上基幹放送事業者はハード・ソフト一致事業者、基幹放送局提供事業者はハード事業者

## 全ての放送停止事故※1に関する報告

認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者は半年ごと、登録一般放送事業者は1年ごとに、設備の状況について総務大臣に報告しなければならない。（放送法施行規則第127、159条）